

令和6年度

旭川農業水利事業

あいののダム施工技術検討業務

特 別 仕 様 書

東北農政局旭川農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

旭川農業水利事業あいののダム施工技術検討業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、本特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、旭川土地改良事業計画に基づき改修を施工中のあいののダムの堤体腹付盛土の施工管理、観測計器挙動計測結果の整理、分析・評価並びにダム基礎地盤判定資料、国営ダム技術検討委員会の資料作成等を行うものである。

(場 所)

第1-3条

本業務位置は、秋田県横手市山内平野沢地内他で別添1「位置図」に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条

現地調査のための土地立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立入りに当たっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

(一般事項)

第1-5条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

1. 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
2. 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中にあっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学

シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
博士（農学）		

（照査技術者）

第１－７条

- １．照査技術者は、共通仕様書第１－７条第２項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
博士（農学）		

- ２．本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。

また、照査手引書に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第１－７条第５項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

- ３．本業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

（担当技術者）

第１－８条

担当技術者は、共通仕様書第１－８条によるものとする。

（配置技術者の確認）

第１－９条

共通仕様書１－１１条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第１－１２条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- １．受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- ２．農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

（保険加入）

第１－１０条

受注者は、共通仕様書第１－３７条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準 設計 ダム（平成15年4月）」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

(設計条件)

第2-2条

設計作業における設計条件は、次のとおりである。

1. ダム設計の基本条件

ア 有効貯水量 3,556,000 m³

イ 計画取水量 5.00 m³/s

2. 主なダム諸元は、次のとおりである。

ア 流域面積 37.8 k m²

イ 設計洪水量 13.02 m³/s

ウ 総貯水量 3,568,515 m³

エ 堤 高 40.80m

オ 堤 長 132.90m

カ 堤体積 322,000 m³（改修後）

(貸与資料等)

第2-3条

本業務における貸与資料は次のとおりである。

分 類	貸 与 資 料	数 量
報告書	平成26年度 旭川地区あいののダム基本設計業務	1部
	平成26年度 旭川地区あいののダム耐震性能照査その他業務	1部
	平成29年度 あいののダム実施設計業務	1部
	平成29年度 あいののダム取水塔調査設計業務	1部
	平成29年度 あいののダム取水塔ゲート設備調査設計業務	1部
	平成30年度 あいののダム実施設計（その2）業務	1部
	平成30年度 あいののダム附帯施設調査設計業務	1部
	平成31年度 あいののダム実施設計（その3）業務	1部
	令和2年度 あいののダム実施設計（その4）業務	1部
	令和2年度～令和3年度 あいののダム実施設計（その5）業務	1部
	令和2年度～令和3年度 あいののダム技術協力業務	1部
	令和4年度 あいののダム施工技術検討業務	1部
	令和5年度 あいののダム施工技術検討業務（令和5年度東北農政局管内ダム技術検討委員会資料含む）	1部

その他	国営旭川土地改良事業計画書	1 部
	令和 4 年度～令和 6 年度 あいののダム改修その他工事 特別仕様書（契約図面含む）及び工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等	1 式

上記資料のほか、監督職員との協議の結果、必要と認められた資料について貸与する。

（貸与資料等の取扱い）

第 2－4 条

第 2－3 条に示す貸与資料等の取扱いは、次のとおりとする。

1. 貸与資料等の記載事項の解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

（関連業務）

第 2－5 条

本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調が図られた設計としなければならない。

番号	業務名	業務実施期間
1	令和 6 年度 河川協議図書作成業務（仮称）	令和 6 年 4 月以降

（関連工事）

第 2－6 条

本業務と関連する工事は次のとおりであり、監督職員及び関連工事の監理技術者と連携を密にし、互いに協調を図るものとする。

番号	工事名	工事実施期間
1	令和 4 年度～令和 6 年度 旭川農業水利事業 あいののダム改修その他工事	令和 4 年 4 月 15 日 ～令和 7 年 3 月 10 日

第 3 章 作業内容

（作業項目及び数量）

第 3－1 条

1. 作業項目及び数量

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は、別添 2 「作業項目内訳表」に示すものとする。

作 業 項 目	作業数量
1 準備作業	1 式
2 堤体腹付盛土の施工管理の整理及び分析・評価	1 式
3 ダム観測計器の計測結果の整理及び分析・評価	1 式
4 ダム基礎地盤判定及び資料のとりまとめ	1 式

5	国営ダム技術検討委員会の資料作成	1 式
6	築堤解析等に向けた各種パラメータの整理	1 式
7	照査	1 式
8	点検とりまとめ	1 式

(設計作業の留意点)

第 3－2 条

1. 本業務の実施に当たっては、あいののダムが必要な機能及び安全で所要の耐久性の観点を踏まえたものとしなければならない。
2. 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
3. 第 2－3 条及び共通仕様書に示す貸与資料等や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
4. 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、その取扱いについて監督職員と調整するものとする。

(業務の成果品質確保対策)

第 3－3 条

契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

1. 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者等が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

(1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- ア 業務実施条件(関連工事の工程計画、国営ダム技術検討委員会開催予定日等)
- イ 業務計画の妥当性
- ウ 設計変更内容
- エ その他必要な事項

(2) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

2. 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者等が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。

3. 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者

自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

4. 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。
5. 業務確認会議において確認した事項については、業務確認会議記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

（業務写真における黒板情報の電子化）

第3－4条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は以下の1. から4. によりこれを実施するものとする。

1. 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2. 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

3. 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、1. の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。

なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4. 写真の納品

受注者は、3. に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.digital.html>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員へ提出するものとする。

5. 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 業務管理

(情報共有システム)

第4－1条

1. 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
2. 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。
3. 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第5章 打合せ

(打合せ)

第5－1条

共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（令和6年6月までの堤体腹付盛土の施工管理及び観測計器挙動計測結果の整理終了段階）

第3回 中間打合せ（ダム基礎地盤判定資料とりまとめ段階）

第4回 中間打合せ（ダム堤体盛土工事完了段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

(打合せ等への出席)

第5－2条

受注者は、前条に示す打合せに加え、次の段階で行う打合せ等に参加するものとする。

1. 令和6年度国営ダム技術検討委員会に係る事前打合せ（令和6年7月に開催予定）
2. 令和6年度国営ダム技術検討委員会幹事会（令和6年8月に開催予定）
3. 令和6年度国営ダム技術検討委員会（令和6年9月に開催予定）

第6章 成果物

(成果物の提出)

第6－1条

成果物を共通仕様書第1章第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R等）により別途1部提出するものとする。

2. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

（成果物の提出先）

第6－2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県横手市本町2番9号（横手法務合同庁舎1階）

東北農政局旭川農業水利事業所

第7章 契約変更

（契約変更）

第7－1条

業務請負契約書第17条から20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

1. 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合

試験湛水計画に関して、「5. 国営ダム技術検討委員会の資料作成」に追加することを想定している

2. 第5－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合

3. 第6－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合

4. 履行期間の変更が生じた場合

5. 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合

6. その他

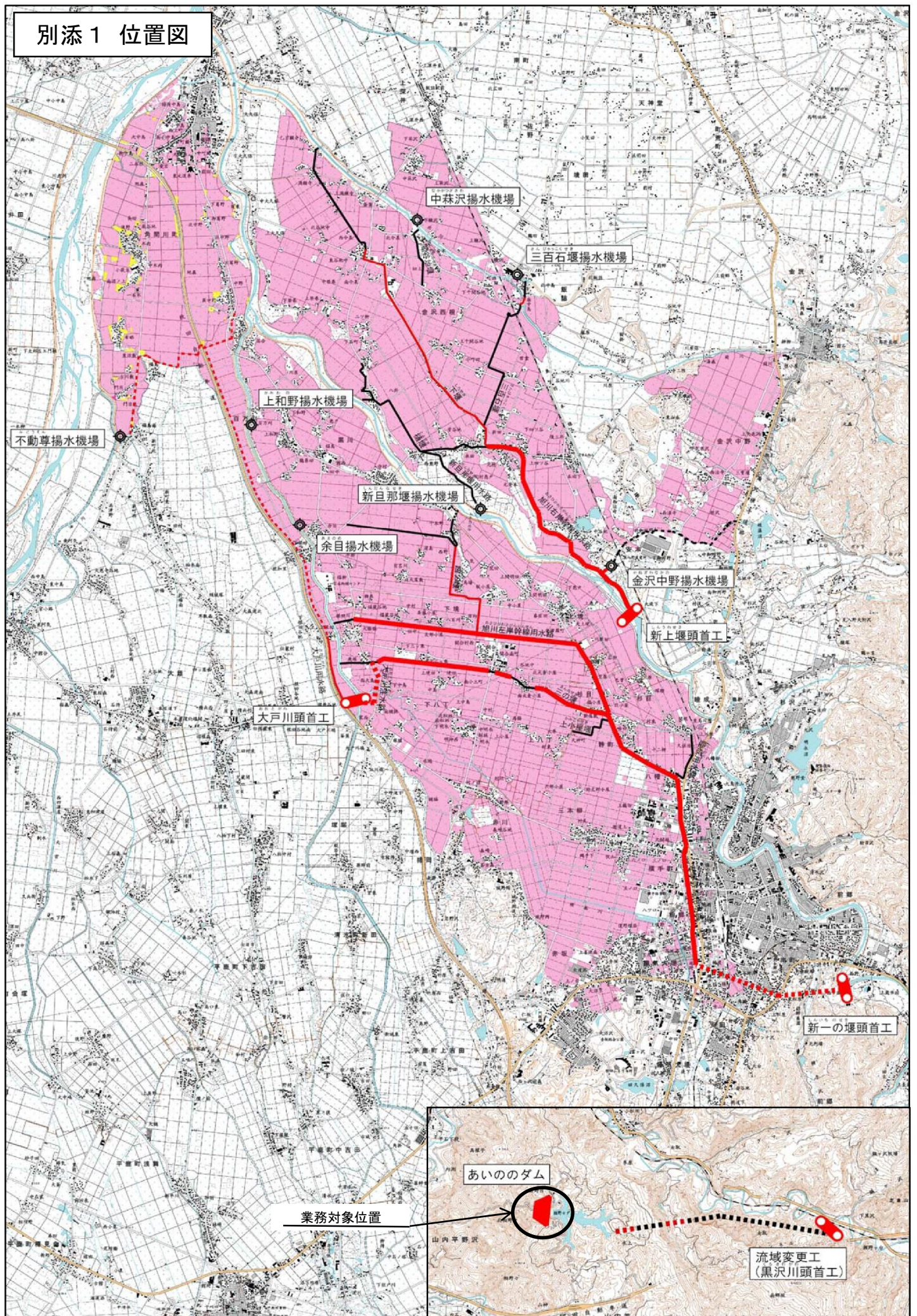
第8章 定めなき事項

（定めなき事項）

第8－1条

本特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別添1 位置図



別添2「作業項目内訳表」

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 準備作業		
1-1 現地調査	検討に必要な現地調査を行う。	○
1-2 資料の把握及び作業計画の立案	貸与資料等を把握し、本業務の具体的な作業計画を作成する。	○
2. 堤体腹付盛土の施工管理の整理及び分析・評価		
2-1 施工管理結果の整理及び分析・評価	関連工事の工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等及び令和5年度あいののダム施工技術検討業務等により、本ダム施工時からの施工管理データの整理及び分析・評価を行う。そのうえで、ダム安定上等の課題の抽出と対応策を提案する。	○
3. ダム観測計器の計測結果の整理及び分析・評価		
3-1 計測結果の整理及び分析・評価	次に示す観測項目については、令和5年12月から令和6年11月末までの計測記録(表面変位計は令和6年4月から同年11月末まで)を整理したうえで、令和5年度あいののダム施工技術検討業務の整理内容を踏まえ、あいののダム改修その他工事着手以前から計測記録を含め、履歴図、相関図等を作成する。 また、この結果を踏まえ、本ダムの安定上からの分析・評価を行うとともに、管理上の課題等の抽出と留意事項を整理する。 【観測項目】 1. 表面変位計 12か所 2. 堤体内水位(浸潤線観測) 8か所(うち1か所は令和6年11月設置) 3. 浸透量 4系統	○
4. ダム基礎地盤判定及び資料のとりまとめ		
4-1 ダム基礎地盤スケッチ及び岩級区分図作成	既設天端部(掘削高5.0m)掘削後、左右岸の基礎地盤について、スケッチ及び岩級区分図を作成する。スケッチの範囲については、別添3による。 岩級区分図の作成においては、過年度の基礎地盤評価方法と同様な方法(目視及び硬度計測定結果に基づく支持強度)により基礎地盤の評価を行う。 【対象面積】 500㎡ 【硬度計測定箇所数(左右岸合計)】 20か所程度 なお、基礎地盤の性状等によっては、精度の高い評価を行うものとするが、これは契約変更の対象とする。	○
4-2 基礎地盤の評価と天端部施工計画の検討	4-1を踏まえ、天端部掘削後の左右岸切土面における築堤計画案について、関連工事の進捗に影響が生じないよう速やかに提案を行う。	○

5. 国営ダム技術検討委員会の資料作成	国営ダム技術検討委員会に諮るため、次の事項について資料を作成する。なお、第5―2条に記載した時点において可能な範囲での整理をそれぞれ行うものとする。 1) 上記2, 3を踏まえ、説明資料、基礎データ資料等それぞれ作成する。 2) 施工管理のうち盛土の品質管理及び堤体内水位等を踏まえ、堤体安定計算(円弧滑り)を実施する。	○
6. 築堤解析等に向けた各種パラメータの整理	初期築堤解析(Duncan-Chang)、地震応答解析(LIQCA)及びダム堤体固有周期の解析に必要なパラメータの整理を行う。 なお、地震データについては当方から提供する。 また、別途土質試験が必要な場合には、協議のうえ契約変更の対象とする。	○
7. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書を作成する。	○
8. 点検とりまとめ	各項目の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	○

S=1 : 500

